

2024.09.10

中小企業経営強化税制の 4 類型について

Q

お客様からのご質問

私はコマツの社員です。

先日、コマツ経営セミナーを受講されたお客様から、先生が『即時償却』できる税制には4つの種類があると説明された後に、最も活用しやすい類型としてA類型を勧めていたそうです。お客様から「どうしてなのか？」と質問を受けました。どのようにお客様に答えれば宜しいでしょうか。

A

キド先生からの回答

中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、『中小企業等経営強化法』の認定を受けた「経営力向上計画」に基づく設備投資の即時償却または税額控除が認められる税制です。この税制は次の『4類型』の活用パターンがあります。

類型	要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備
経営資源集約化設備 (D類型)	修正 ROA または有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備

お客様がこの税制を活用しようとする場合、B類型・D類型は税理士又は公認会計士の事前確認が必要となります。また、C類型は『認定経営革新等支援機関』の事前確認が必要となります。A類型だけは、コマツが工業会からの証明書を取ることで原則として認められているものです。

キド先生からのコメント

工業会の証明書の入手は、コマツが行いますので、A類型であればお客様の手数が簡単になります。したがって、A類型をお勧めしているというわけです。このようにお客様に説明してください。さらに疑問があれば、再度質問をお受けします。

